

修司先生

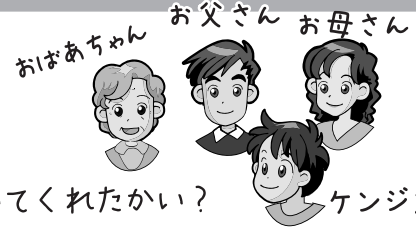
司法書士

まちかど法律相談センター



修司先生

おじいちゃん



先生：そういえばケンジくんのおじいちゃんは遺言書をかいてくれたかい？

ケンジ：ゆいごんしょ？

先生：おじいちゃんからの手紙のようなものだよ。

ケンジ：うーん…無かったと思うよ。

遺言書

先生：そうかあ。まだまだ遺言書を書き残すことって少ないからね。相続争いや複雑な相続手続きを考えると、相続っていうのは、＜遺言書があるのか無いのか＞に分けると理解しやすいと思うんだ。

① 遺言書がある場合 ～遺言による相続～

1つ目は、亡くなった人が遺言書を残した場合。この場合は、遺言で指定された人が、指定された財産を引き継ぐことになるんだ。これを「遺言による相続」と言うよ。

② 遺言書が無い場合 ～法定相続・遺産分割～

2つ目は、亡くなった人が遺言書を残していない場合。この場合は、法律の定める相続人（法定相続人）が、法律で決められた通りに相続して、財産を分ける手続きを行って引き継ぐことになるんだ。法律で決められている相続を「法定相続」と言い、法定相続人が具体的に財産を分ける手続きを「遺産分割」と言うんだよ。

ケンジ：法定相続とか遺産分割とか、なんだかドラマに出てきそうな言葉がいっぱいだね。

先生：あはは。ほんとうだね(笑) …ケンジくんの家の相続は、②の相続になるから「法定相続」と「遺産分割」を知らなくてはいけないね。

今回のポイント

- ・相続を種類分けすることはあまり一般的ではありませんが、＜遺言書があるか・無いか＞によって、分けて考えることができます。
- ・遺言書がある場合は、「遺言による相続」となり、その遺言書に書いてある内容で財産が引き継がれます。
- ・遺言書が無い場合は、法律に定められている内容で「法定相続」が行われ、法定相続人が財産を「遺産分割」します。